サイエンスラボ　アルバイト希望のみなさまへ

1. 時給

・講義給　　2,400 円
　理科実験授業講師をメインで行うことに認定が出て、授業を行った場合に支給。

・補助給①　　1,200 円
　理科実験授業講師の補助を行った場合に支給。

・補助給②　　1,500 円
　代替振替授業の講師を行った場合に支給。

・事務給　　1,000 円
　理科実験準備及び実験環境の補助を行った場合に支給。

・研修給　　940 円
　採用後、個人の力量に応じ随時、室長のもと授業見学・模擬授業など
　を行います。研修により適性がないと判断された場合は解雇となります。
　※事務給／研修給は配属地域により異なります

2. 交通費

●通勤距離が総距離２ｋｍ以上である場合に支給します（複数の交通手段を利用する場合は各々の通勤距離が片道１ｋｍ以上でなければなりません）。

●支給上限金額は１日あたり 2,000 円、１ヶ月あたり 40,000 円となります。

●通勤手段が原付・自転車の場合は、通勤距離によって１日あたり支給金額・１ヶ月あたり支給上限金額が決まっています。

（注１）原則として①最安②最短経路の公的交通機関を利用した実費を支給します。
最安な通勤経路をとっていないこと、虚偽の申請、もしくは申請と異なる通勤手段または経路をとったことが発覚した場合は過去に遡って差額を全額返金していただきます。
さらに、悪質と判定される場合には懲戒処分となります。

（注２）【学生】通学定期区間内に教室がある場合は支給しません。
ただし、毎年２月１日～3 月 31 日、８月１日～9 月 30 日の期間に通学定期を保有していない場合は別途単価を支給します（交通費変更届の提出が必要です）。

※詳細は「パート職員通勤手当支給細則」の定めによります。

3. その他注意事項など

勤務中の服装はジーパン等の軽装、派手な服装はご遠慮いただいております。
生徒及び保護者に対する言動においてはあくまで社員としての公的な立場で接し、教室以外での場で個人的に生徒の質問等を聞いたり、飲食を共にする等私的交際、また、生徒に対して個人の住所・電話番号・メールアドレス等のやり取りを禁止します。

【兼業について】

社会通念上、生徒を預かる講師として、保護者や生徒の信用を失うような、以下のアルバイトとの兼業は禁止します。

・暴力団等、反社会的勢力に関わる職種
・ギャンブルに関わる職種（パチンコ店、競馬・競艇等）
・風俗に関わる職種（性サービス等）
・酒類の提供を主とする職種（居酒屋、バー、クラブ等）

また、学生アルバイトは企業秘密漏洩の観点から、同業他社（他塾）との兼業も禁止します。
兼業の場合には、長時間勤務になると弊社での勤務のパフォーマンスが落ちることから、兼業先と弊社の勤務が１日８時間以内・週４０時間以内の勤務になることを推奨します。